

# 議員の 政務活動費 公表します

## 政務活動費ってなに？



議員が町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動、その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付されます。

交付額は、議員1人あたり月額2,500円です。



### 政務活動費収支報告（令和3年4月～令和4年3月）（単位：円）

氏名	交付額	支出額							差引残額
		調査研究費	研修費	広報・広聴費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	
関根 清隆	30,000					51,521			0
石井 徹	30,000			44,000					0
日坂 和久	30,000						30,203		0
小鷹 房義	30,000						31,476		0
森 利夫	30,000						35,750		0
松浪健一郎	30,000	34,718							0
小川 唯一	30,000	36,529							0
石井 計次	30,000					13,486		7,187	9,327
根岸富一郎	30,000						36,452		0
大賀 広史	30,000			39,127					0

※2人の議員は交付申請していません。

## 議員報酬・政務活動費の充実を

～住民福祉の向上を実現する  
議会のための条件整備～

5月30日 東京国際フォーラムにおいて、全国町村議会議長会主催の議長・副議長研修会が開催されました。

その中で、大正大学教授の江藤俊昭氏から「町村議会議員報酬について」の講演がありました。

地方分権改革、議会改革が進む一方で、投票率の低下、無投票当選、議員のなり手不足など、住民自治の危機的事態になっている。

議員になれない要因としては、地域の高齢化や厳格な兼業禁止規定。

議員にならない要因は、議会や議員の魅力が伝わらない、議員報酬の低さ（条件の悪さ）です。

議員のなり手不足解消のために、報酬と政務活動費の充実強化を住民の皆さんと共に考えよう。

政務活動費は監視・政策提言力を高める重要な条件であることを認識しようという内容でした。

まずは議会や議員活動を皆さんにお知らせすることが、必要なことだと痛感しました。

今回、議会基本条例に基づき、政務活動費を公表します。

政務活動費は、報道でも不正使用などで取り上げられることもありますが、全国町村議会の令和元年実態調査では、

**都道府県議会**：全ての議会で交付、平均月額34万7,255円。

**市議会**：88%の議会で交付、4万1,373円（月額）

**町村議会**：21%の議会で交付、9,426円（月額）

**鳩山町**：2,500円（月額）

どのように皆さんは思われますか。

将来の議員を確保し、住民自治をすすめるために報酬も政務活動費も大切な要件です。

いろいろな立場の多様な人が参画するからこそ、町政に対してきちんとチェックでき、提言することができます。

魅力ある議会を住民の皆さんと共に作り上げ、もっと幸せなまちづくりをすすめるために議会がどうあるべきか、様々な条件整備も含めて考えていきたいと思います。（野田）